

令和7年度福島県入札制度等監視委員会の意見聴取について

聴取団体：福島県総合設備協会

第1 入札・契約制度に関する課題

1 入札・契約制度全般について

県の入札・契約制度全般について、日頃感じていることや課題と捉えていることについて伺います。

○「工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」の見直しについて（継続）

現在の県入札制度の根幹となる入札参加者の格付や地域要件等を定める「工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」は、平成19年度の施行以来18年が経過していますが、この間、①東日本大震災の被災やその影響も含む県人口の大幅な減少、②大震災復旧復興工事の大幅な拡大と減少、③復興事業ピークアウト後の地域事業者数の減少、④大震災後の労務単価の上昇と資材単価等のアップによる工事設計価格の高騰と当該要綱設計金額との大幅な乖離、⑤急激な少子高齢化等に伴う技術者・技能者不足、⑥働き方改革の進展による施工環境の変化等、受発注環境や入札制度を取り巻く状況は18年前とは大きく変化しております。

一方、近年の頻発大型化する災害や老朽化する公共施設の維持管理業務への対応が増大していますが、過疎化や少子化による地域人口の減少が進む中で、地域生活の社会基盤の守り手として地域建設事業者の役割は益々重要性を増しています。

入札制度での公正性・競争性等の確保はもちろん重要ですが、受発注環境を取り巻くこの間のこのような大きな変化を踏まえれば、地域住民の安全や社会機能、地域生活を支える企業を守るため、競争性の考え方や要綱に規定する入札参加資格の設定基準の「入札参加可能範囲」や「地域要件」等についてより地域性を高める方向へ見直しをすべき時期に来ているものと考えます。

また、働き方改革の観点から応札者側の入札契約事務の更なる簡素化が必要と考えます。

○「建築設備工事の改修・維持修繕工事の地元事業者への発注」と「全ての部局への総合評価方式（地域密着型）や地域の守り手育成型方式の拡大」について（継続）

現在の入札制度では、建築物の新築や改修・維持修繕工事を問わずに発注種別と設計金額により地域要件が決まり、設備工事では設計金額1千万円以上の工事は全県の事業者がその工事に参加が可能であり、既存施設の比較的小さな改修・修繕工事でも県内各地域事業者がその施設の工事に参加しています。その結果、これまで当該施設の改修・維持修繕をしていた地元事業者が当該工事を受注する機会が少ない状況となり、その結果、地域にその施設に精通した地元事業者が不在という場合が多くなってきており、施設管理者側では施設の災害時等も含めた緊急時の対応や修繕に不都合をきたす事態となっています。

既存施設の改修工事や災害復旧については、その建築物の使用材料や設備機器、全体の設備システムに精通していることがスピーディな工事や復旧に繋がり、新規事業者の場合は当該既存施設の事前調査等に時間を要するとともに、場合によっては工事エリア外に断水や停電等の公衆災害を発生させる恐れもあります。

今後、既存施設のメンテナンスや維持管理工事が益々重要性を増していく中で、当該施設の施工や維持管理を担う地元事業者等、施設を熟知している地域の施工者の受注が容易となる総合評価方式（地域密着型）や地域の守り手育成型方式の積極的な実施が是非必要と考えます。

最近、土木部・農林水産部以外の部局の施設で総合評価方式（地域密着型）での発注がありましたが、災害時等の修繕・維持管理にも対応できる地域事業者の育成に向けて、庁内で入札事務のバックアップ体制を整備するなどして、全ての部局で 3,000 万円未満の工事について、地域事業者の受注機会が高まる総合評価方式（地域密着型）や地域の守り手育成型方式による発注を積極的に実施して、地域事業者への受注機会の拡大を図る必要があると考えます。

併せて、総合評価制度（特別簡易型・地域密着型）の見直しを図る場合は、出来るだけ地域事業者への加点項目が多くなるような制度改正をお願いします。

○「入札公告」等の段階での工期延長見込みや工事中止・再開時期等の明示について（新規）

発注者側が発注時点で工期延長が避けられないことを想定している案件（例：トンネル掘削完了前に電気設備工事が発注され落札後すぐに工事中止扱い等）について、発注時点で当該工期見込みが明示されない場合、受注者側では工事途中での人員配置計画や下請協力会社の手配が困難になり、その結果、人員調整や再配置が発生して工事の効率低下や進捗に影響が出る恐れがあります。

については、「発注見通し」や「入札公告」の段階で、工期延長見込みや工事中止、その後の再開時期等、工期全体の見通しについて何らかの形で提示いただけるようご検討をお願いします。

また、契約工期が単年度の工事に関連工事の影響により工期が約 3 年まで延長となった工事がありました。諸経費体系が土木工事であり、工期延長に対する経費等の増額はできないとのことで、現場事務所等仮設物は、他関連工事もあるため存置継続する必要があるとその経費を 3 か年分負担しています。発注者や他工事要因での工期延長の場合、配置技術者の拘束や経費増大もあることから、弾力的な工事中止や必要経費変更計上など、入札制度でもルールが必要と考えます。

○設計事務所等による第 3 者工事監理者が関与する工事について（新規）

当該工事に設計事務所等による第 3 者の工事監理者が関与する場合については、工事監理者からの確認・協議・承認手続きが増加し、工事工程の管理、現場体制や現場業務量に大きく影響を及ぼします。そのため、施工者側でもこれに対応するための人員体制等が必要となりますが、現状では、発注入札段階で第 3 者監理の有無やその対応に伴う費用が明確に示されておりません。

については、発注公告や契約図書において、「第 3 者工事監理の有無を明示すること」「設計監理がある場合は、それに対応するための業務量・費用を予定価格に適切に計上すること」を要望いたします。これにより、施工者は事前に適正な体制を整えることができ、結果として工事全体の効率化・品質確保・円滑な監理体制の実現につながると考えております。

○「入札執行調書」の開札日の公表について（新規）

現状では、開札結果の公表が落札者決定後となっており、予定価格、調査基準価格、総合評価方式評価結果の確認ができないため、開札結果により得られる情報が応札者数、落札候補第 1 位、第 2 位の入札金額、低入札価格入札者の情報に限られるのが現状です。そのため、積算内容に疑義があった際でもその検証ができず、工事等の積算内容に対する疑義申立て（開札後 3 日以内）ができる制度になっていないと考えます。

については、「入札執行調書」の公表を開札日とするよう要望します。

なお、入札公告の際の切抜設計書について、土木部以外の公告でエクセルデータの添付がないものがありますが、業務の迅速化のため全ての公告でエクセルデータをダウンロード出来るよう要望します。

○電子入札システムでの書類添付に係るデータ容量について（新規）

電子入札該当案件で、総合評価方式入札の場合、参加申込時には技術提案書等を提出し、入札書提出時には見積内訳書や見積内訳総括表等を添付しますが、案件によっては添付する PDF データの容量が非常に重くなる場合があります。

については、現在の福島県の電子入札システムでは 3 MB でのデータ容量での運用ですが、5 MB 以上に容量を増やしていただくことを要望します。

2 総合評価方式について

県の総合評価方式について、評価項目や配点、評価基準、各類型の適用金額範囲等について意見を伺います。

○「入札参加者の所在地」の評価について（継続）

「入札参加者の所在地」については、現在は工事個所の所在が「同一市町村、同一土木事務所（19管内）、これら以外区域内」の3つの区分で評価されていますが、建築設備工事の場合は土木工事等と異なり設計はほとんど全てが建設事務所で実施し建設事務所一体の単位で各公所等から発注となるため、建築設備工事については、同一土木事務所管内の単位ではなく、工事個所が「同一市町村、同一建設事務所（8管内）、これら以外区域内」の3区分としていただくことを要望します。現行では、工事個所が19区分の建設事務所管内に存在している場合が多いにもかかわらず、他の土木事務所管内（19管内）にある事業者は評価区分が最低評価となっているのが現状です。

○より多くの事業者が受注機会のある「総合評価制度」について（継続）

現在の総合評価方式は、地域の事業者に配慮した有益な方式との評価がある一方で、評価項目の「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」のうちで特に施工能力等の実績による基礎的加点が多い企業に有利であり、これらの加点によりこの事業者が受注した場合は、またこの受注実績が次公告工事の加点となり受注のインセンティブとなります。

また、総合評価方式による受注実績が多い企業は、その施工実績もあり「施工計画の適切性」の項目でも高得点を獲得するケースが多く、この工事实績や技術的蓄積が次工事の「技術的提案」へも反映されることとなります。

工事受注は各々の企業努力による施工実績の積上げと日々の技術的研鑽に拠ることは当然のことですが、これらの総合評価方式の累積的インセンティブシステムが要因となり、受注企業に偏りが生じてきており、「受注できる企業」と「受注の機会に恵まれない企業」が発生してきている状況にあると考えます。

価格・技術力・施工実績等を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式ですが、一方ではこのシステムにより地域の中で受注企業の固定化や偏りを生み出し、事業量減少の中で、地域を守る企業数の減少に拍車をかけてしまうことに繋がる恐れがあると考えられます。

昨年度より「一抜け方式」が土木工事で試験的に実施されていますが、様々な地元事業者が安定した経営の中でその地域で担い手としての役割を果たし、一定以上の事業者による健全な入札の競争性を維持していくためにも、国地方整備局でも試行している「チャレンジ型等」総合評価方式を創設するなどして、新規の事業者も参入しやすく多くの事業者が受注の機会がある方向への制度改善が必要と考えます。

○「施工計画の適切性」の評価について（継続）

「施工計画の適切性」の評価項目は、県が審査した技術審査書（様式9・10）の合計点数に応じて0点から10点まで11段階に配点されますが、各企業が提案した内容がどのように評価されて配点に至ったのかが分かりにくいとの声が多くあります。各企業が次の工事へ企業努力による技術力研鑽に向けて手掛かりとなるよう、評価基準要点の公表に一定範囲で対応いただきますようお願いいたします。

○「同種類似工事」の工事内容の類型化について（新規）

現在、工事公告時に設定されている「同種類似工事」は、発注者が当該工事内容に応じて随時記載していますが、その発注者の意図する「同種類似工事」に自社の過去の工事实績が該当するのかを容易に判断できない場合があります。

ついては、予め、発注種別工事ごとに「同種類似工事」内容を類型化パターン化（例示などを示すなど）して設定し、入札参加者が容易に判断できるようにお願いします。

また、工事实績が減少する中で、競争性維持の観点からも類似工事の対象工事をあまり限定せず、発注工事の技術力に見合う工事の内容としてほしいと考えます。

○選択項目「雇用の維持・確保」について（新規）

「雇用の維持・確保」について、当該企業の正規雇用従業員が1年前より同数以上の場合に加点の対象となりますが、最近の人手不足や新卒者を容易に採用できない状況の中で、従業員が定年で退職した場合等の減については従業員数は同数とみなすなどの措置も必要と考えます。

○「消防団員である期間」の評価対象期間について（新規）

企業の地域社会に対する貢献度の「消防団加入」について、近年の消防団への新規加入は貴重であることから、評価対象となる期間を1年未満の新規消防団員でも評価の対象としてほしいと考えます。

○同一県有施設で施工実績のある事業者や技術者への評価点の加点について（新規）

公共工事での品質確保や工事施工円滑化のためには、現場特有の条件や施設の構造・運用を理解していることが大変重要ですが、過去に同一施設で施工経験のある事業者や技術者は、その知見を活かすことで、安全性の向上・工期短縮・利用者への影響軽減など多くの効果をもたらすことが可能となります。

については「過去に新築等で施工した同一施設の実績」を評価点の加点対象として位置付けていただくことを要望します。これにより、経験豊富な人材が継続的に関与でき、施設管理者・利用者双方にとって安心・安全で効率的な施工が実現できると考えます。

○事前に予算作成用見積を作成提出している企業へのインセンティブ等について（新規）

発注案件について、事前に予算作成用見積の作成を協力している業者へのインセンティブ措置の検討を要望します。現在は、発注者から依頼を受けて無償で予算見積作成に協力していますが、時間・労力・コストが発生しているにもかかわらず、案件が予算化され発注に至ったとしても競争入札のため受注できない場合が多く、予算見積時のコストを回収することができません。

については、予算見積作成に協力した企業への入札制度上のインセンティブ又は予算見積作成の有料化を検討願います。

○様式第6号（簡易型）技術者確保数を証する書類について（新規）

総合評価点評価基準（簡易型）様式6・7における技術者確保者数について、電気通信工事の技術者数を計上する際に、通信資格を有しない者について10年以上の実務経験を証明するため、これまでは「経営事項審査」に添付する技術者名簿を添付して受理されていましたが、ある案件で当該書類では加点が認められず「コリンズ登録内容確認書」の提出を求められる案件がありました。

については、総合評価方式における確認書類として【技術者の資格要件を証明する書類の写し】を求められる場合、「技術者名簿」は確認書類として該当しないのか運用の整合を要望します。

○「企業の地域社会に対する貢献度」の若手・女性技術者の評価アップについて（新規）

熟練技術者が年々高齢化している現状を踏まえ、次世代を担う若手・女性技術者が配置予定技術者や現場代理人として多くの経験を積み活躍できる場を増やすよう、若手・女性・技術者を配置予定技術者等に配置する場合の配点をさらに高くした方がよいと考えます。

○入札公告から入札書提出までの期間について（新規）

総合評価方式の見積期間については技術提案書の作成等配慮いただいているところですが、発注部局によっては、入札公告から総合評価書類・入札書提出までのスケジュールが厳しい場合があります。工事規模・内容に見合った期間の確保をお願いします。

3 地域の守り手育成方式について

地域の守り手育成方式の運用について、課題と捉えていることや意見について伺います。

- (1) この方式の現制度では、建設事務所管内毎の登録企業数が9社に達しない場合はその管内で方式運用ができないため、管内毎に企業数が少ない発注種別の工事においては（企業数が少ない管内ほど地元企業の育成が必要であるにもかかわらず）この方式は適用されません。
管内毎に登録企業数が規程に満たない場合は、総合評価方式（地域密着型）で地域要件が隣接3管内となり地元企業が受注出来る機会の拡大はしていますが、電気設備工事場合では守り手育成方式が運用できない管内は全8管内のうち半数以上の5管内あるため、本方式施行による地域の企業を育成するという本来の目的が達成されていないと考えます。
ついては、基準となっている県財務規則の改正見直しも含めて、管内毎に登録企業の規定がさらに緩和されるよう強く要望します。
- (2) この方式は土木部と農林水産部での運用となっていますが、特に建築設備工事では、この二つの部以外の他部局の県有施設工事が多いにもかかわらずこの育成方式が運用されていないため、この方式を活用する件数が少なく、県全体から見れば、本方式施行による地域企業を育成するという本来の効果が発揮されていないと考えます。
地域に密着した県有施設の維持管理を地域で担うという観点からも、上記第1の1にも記載した通り、土木部・農林水産部以外の学校、警察等のその他部局の県有施設工事にもこの方式の施行を拡大していただきたいと考えます。
また、最近の労務単価や資材単価等の上昇による工事設計価格の高騰等を踏まえれば、地域の守り手育成方式は設計額50,000千円未満の工事へ適用拡大することが制度本来の効果をさらに高めるものと考えます。
- (3) 建築設備工事の改修や維持管理工事の場合、当該建築物を新築・改修を施工した事業者はその建築物の既施工内容（建築物や建築設備の使用資材や施工方法等）を熟知しているため、工事施工の容易性や品質確保の観点から既工事施工者を優先して指名選考することが必要と考えます。
特に建築物や建築設備の改修工事や修繕工事においては、当該建築工事や建築設備工事を施工した会社を指名するよう選考基準の対象に加えていただきたいと思います。
- (4) 地域の守り手育成方式は設計額30,000千円未満の小規模工事に適用となっていますが、これらの工事はロット数も小さい小規模工事が多く積算が経費率も含めて現場実態に合っていない場合が多くあるため、不調防止のためにも工事規模・内容に応じた適切な積算に基づいてこの方式の運用をお願いします。
- (5) 登録企業が少ない管内においては、地域要件を「隣接3管内」とした総合評価方式（地域密着型）を適用することとなっていますが、その運用が少ないため、適用となる土木部と農林水産部においては総合評価方式（地域密着型）のさらなる積極的な実施をお願いします。
- (6) 指名競争入札である「地域の守り手育成方式」と同じ3千万円未満の設計金額で実施が可能な「総合評価方式（地域密着型）」について、この二つの方式で発注する場合にどのような基準で二つの発注方式を決めているのかより明確にして頂くことを要望します。

第2 建設業界を取り巻く社会情勢や課題について

1 働き方改革の取り組み状況等について

週休二日や長時間労働の是正に向けてどのように取り組んでいるか伺います。

会員企業の取組みは以下の通りです。（各社の取組みのため重複があります）

- 年間計画で社内休日カレンダーを作成して4週8休を実施するとともに、社員全員で社内工程会議を週1回行って週休二日代休や有休休暇の取得を容易にするとともに、金曜日は「ノー残業日」に指定している。
- 週休二日の取得や残業時間も過多にならないように管理しているが、限られた人員のため受注制限ではなくとも入札を控えるなどする場合が出ている。
熱中症対策についても、全員に体深温度センサー、クーラーボックス、毎日の飲料を支給して発症時の対処法や連絡体制表を常備させているが、小まめな休憩などが実労働時間にも影響が出ている。
- 休日の停電作業ややむを得ない休日の出勤の際は、振替休日や有給休暇を取得しやすい環境を作り作業にあたっている。
また、現場代理人及び現場担当者一人が長時間労働にならないよう、社内で業務分担を行い負担を減らす調整を行っている。
週毎に勤務状況・残業状況を確認し、その後の月内の労務状況を予測し残業超過にならないように現場工程等の聞き取り調整を行っている。
- 週休2日は導入しており、休日に出勤した場合は代休を取得等の対応もしている。年間の時間外労働時間の上限も国の推奨時間として対応し、毎日、毎週、毎月、確実にチェックして時間外労働を決められた時間からオーバーしないようにしている。
相帳場の現場では、建築本體工事、機械設備工事と連携を取りながら時間外労働をしないよう調整を行っているが、問題は生産性と労働時間に齟齬が出てきていることである。
また、時間外労働を希望者に対して時間外労働を抑制する理解を得るのが難しい場合もある。会社の閉社時間を決めて実行しており、できることを確実に行うことで働き方改革を進めている。
- 勤怠システムの導入による労務管理の徹底（現場・本社をオンラインで一元管理）に務め、勤務時間の実績を客観的に把握して長時間労働の抑制や有給休暇取得促進に活用している。また勤怠データをもとに、過重労働の兆候を早期に把握し、配置調整や工程見直しを実施している。
週休二日工事の課題として、建築・電気・設備工事の相帳場工事の場合に、他工事が遅れると、それに連動して受注工事の工程も後ろ倒しとなり、原因が他工事にあるにもかかわらず週休二日の確保が困難になる場合がある。週休二日の実施のために、労務費や現場管理費が増加しているにもかかわらず、週休二日未達成により減額変更精算となる場合がある。相帳場工事で週休二日工事が達成できない場合、原因を十分に精査して原因ではない工事の減額措置については十分に検討してほしいと考える。
- 工事担当者（現場代理人、主任技術者）のみに業務負担がかからないよう、業務補助要員を配置し、現場担当者の長時間労働の低減、休日がとれる体制作りを行っている。
- 複数人によるチーム制での現場対応を通じて、現場1人当たりの業務負担軽減を図っている。
- 勤退システム勤退システムの導入により時間外を管理している。

- 長時間労働に関しては、業務の偏りがないようにする方針を社内共有し、個人まかせでない仕組みにしている。
- 週休二日についてぜひ取り組みたいが、施工工期が伸びてしまい人員の経費やリース品の期間延期で増額となっている。
- 現場代理人の人員を多くして残業を抑制し、また、会社側で現場の書類整備を行うと共に、施工図のアウトソーシングを行なうなど、現場業務の負担を軽減している状況である。
- 毎月の社長、幹部が出席の会議についても、残業実績の報告があり、問題となる社員が居れば残業を是正する為の対策まで話し合い、全社的に注視している状況である。
- 人員配置の工夫、工事書類や写真をクラウドで共有して整理用アプリを導入している。

2 技術者の高齢化や労働者不足について

技術者の高齢化や労働者不足について、どのように取り組んでいるか伺います。
(熟練技術者の雇用継続、若手・女性技術者の採用と定着、CCUS、技術の研鑽等)

会員企業の取組みは以下の通りです。(各社の取組みのため重複があります)

- 社内ミーティングを行い熟練技術者から若手技術者への技術指導を行い、若手技術者には資格取得や技術講習会の参加に社内で100%補助している。
CCUSは個人の資格管理、現場の経歴管理に活用し、技術の研鑽は社内ミーティングを頻繁に行い、社内一丸となって各現場の問題解決や課題の共有に取り組んでいる。
熟練技術者は可能な限り雇用の継続に努め、作業効率化は最新工具使用、手戻り工事の撲滅等で対応している。
- 定年の延長や昇給、新卒者の募集時の給与アップなどを行っているが、新卒者については学生の数も減り応募がない状態が続いている。
- 新規の人材確保は、ハローワークに限らず様々な求人サイトを活用して求人を行っており、熟練技術者技能者については、できるだけ継続雇用に務めている。
また、社員の定着については、入社後3ヶ月・6ヶ月・1年と面談を実施して仕事への疑問・社内への要望等の聞き取りを行い、随時業務改善等に取り組んでいる。
- 熟練技術者の高齢化については、若年技術者が不足する現状で技術者の確保が難しいため、働き方改革法案が施行される前から定年を70歳とし、基本的に給料も同じ水準としている。
若手技術者の採用は、常に募集をしているが応募は少なく、入職者には指導教育を行って育成している。女性技術者も若手技術者と同じ状況で、女性技術者が安心して働くためには、子育て・家事等の支援をする等女性が働きやすい環境を作ることが重要だと感じている。
CCUSは、導入しており、発注機関において受注した業者に応札の条件とする等の措置も必要であると考えている。
技術の研鑽については、外部講師を招いたりして会社で行なえることは全て行っているが、若い技術者、女性の技術者の意欲の問題は残ると思う。
- インターンシップや職場見学会を開催し、高校生に生の現場やその他積算等の業務体験を通じて建設業を身近なものに感じてもらい、採用に近づくよう取組を実施している。
建設業者の同業種が若手技術者・女性技術者を採用している取組例を公表して頂ける機会の設定を要望したい。
- 技術者の高齢化、建設業への就職希望者の減少、定着率の低さは深刻な問題と考える。新卒者の採用、教育、育成に積極的に取り組み、若手社員が企業定着を図れるよう、社内風紀の向上、時間外労働の減少、働き方改革に向けた業務の効率化、休日がとりやすい環境作りなどを行っている。
- 様々なリクルートの専門機関のサポートをえながら、少しでも新たな人員を確保できるよう努めている。
- 継続雇用制度を導入し、70歳まで雇用できるようにしている。
- 会社として望まない退職をなくすため、パワハラのない職場環境としている。
- 熟練技術者の雇用継続、賃金を上昇、福利厚生の実施などを計っている。

- 弊社は管理者側の技術者のみで技能労務の社員は居りませんが、技術者の処遇改善を意識しての CCUS の積極的な促進を実施している。
- 資格取得のための助成金をだして技術力の向上を図っている。
- 新卒者採用やハローワークへ求人募集を行っているが、なかなかエントリーする方がいないのが実情である。
- 派遣社員を採用し OJT 教育をすることにより、将来的な人員確保に向けた取組を行っている。

3 建設DX・新技術の活用について

生産性向上、作業の効率化等への対応として建設DXや新技術の活用が進められておりますが、取り組み等について伺います。（3次元データの活用、情報通信技術の活用等）

会員企業の取組みは以下の通りです。（各社の取組みのため重複があります）

- 現場代理人は専用タブレットで図面、写真、報告書、積算等を現場情報管理している。
- 現場管理にタブレットを導入して、随時、施工管理の省力化に繋がる機材やアプリの導入に努めている。
- 当社では、20年前に3次元データを活用すべく機器の導入を図ったが、業界全体での取組みが無ければ定着しないことを経験している。社会全体取り組む環境になることが必要と思われる。普及に向けては、発注機関において公告時に建設Dxの使用を義務付ける等の処置が必要になると思われ、機器導入費用、操作技術の習得は当然必要なファクターと思われる。
- 情報通信技術の活用は、工事写真管理において蔵衛門Padを導入し、クラウド内でのデータ管理、情報の共有による業務の効率化を図っている。今後は、3DCADの導入等、様々なツールを活用し、より業務の効率化を図っていきたいと考える。
- 現在、総務部においてDX化を進めている。
- 一部の現場において遠隔臨場や情報共有システムを活用しているが、まだまだ適用現場が少ない状況であり、社内でも活用できるように準備をしている。
- 3次元CADや通信アプリなどの利便性、効率化に期待できるものは積極的に導入している。
- 施工図の3Dモデル活用による「建築構造物・設備機器・配管・ダクト等の見える化」による位置干渉の確認をしている。
- 臨隔遠場システム、情報共有システム採用で、書類の提出等にかかる移動時間の短縮をしている。
- 生産性の向上に向け、3DCADの活用にも取り組んでいるが、建築データの3D化の遅れや建築図3DCADデータの相互性が取れないなどの問題があると思われる。

第3 その他

1 頻発する自然災害について

近年、自然災害が頻発かつ激甚化する状況にあり、能登半島地震や各地の豪雨災害など、大規模災害等では、建設業・測量設計業等の作業員等の不足により復旧に遅れが生じているとの報道もありますが、災害発生時に対する備えや対応等の取り組みについて伺います

会員企業の取り組みは以下の通りです。(各社の取り組みのため重複があります)

- 自社で緊急時用小型発電機を数台用意しており、非常用飲料水を社内で確保している。
- 自社の備えとしては、以前の台風で事務所が浸水したので、止水板を購入し、設置できる状態にしている。社内連絡体制表を作成している。電設業協会支部として飯舘村と防災協定を結んでいる。
- 電設業協会を通じて各官公庁との災害応援協定を結んでおり、行政からの指示があれば災害対応出来るよう準備をしている。(発電機・作業機材等を常備している)
社員間の連絡は、社内全体で使用している連絡用アプリを活用して連絡体制を整えている。
(災害対応のマニュアルの整備も実施している。)
- 災害がおこれば、インフラ関連を担う会社として要請がなくても復旧に取り組むとともに、電設業協会経由で県と災害協定を締結しているので要請に応じて対応している。
- 各現場内において災害発生の場合の「作業中止基準、現場内の対応、作業再開基準」、避難が必要な場合は、避難方法、避難経路、避難場所を定め、災害時、緊急時の連絡体制を社内統一としている。
- 昨年度、BCP 計画を策定し、組織的な対応方法を社員と共有しており、実効的な運用を目指して今後更に内容を拡充していく経営方針である。
- 災害備蓄品の確保（飲料水、シート等）など身近なところから始め、今後は防災マニュアルの作成やBCPの作成や周知を検討している。
- 常に災害時の連絡網などは整備し、時に安否報告などの訓練を実施している。
- 自治体、建設協会との災害協定、連携の強化を行っている。
- 災害時のマニュアルを作成し実施している。
- インフラ復旧に対する基本資材の保管や、非常用食料品の備蓄なども備えている。

2 資材高騰に対する対応について

資材価格の高騰について、請負代金の協議等、どのような対応をしているかについて伺います。

会員企業の取組みは以下の通りです。（各社の取組みのため重複があります）

- 受注時、発注時期で資材が高騰した場合は企業努力で経費節約等により対応している。
電気工事の資材は1万種類程度あるため物価スライドの対象になりにくい。切抜き設計書項目に表現されない率形状の付属品や消耗品も多く、金額の大きい物品のみでは変更契約の対象になりにくい。
- 価格高騰により、設計時、発注時、資材購入時で価格に乖離が生じているが、請負代金の協議等に関しては、まだまだハードルが高い。
- 民間工事においては、発注者に対して近年の物価高騰や労務人件費の高騰を説明してできるだけ納得してもらい施工に繋げている。
- 現在の状況は、確実に資材が高騰しており、見積有効期限を設定することも必要と考えているが、施工者では吸収できない資材等が高騰している現状があり、その場合は発注者において上昇分価格を補填する物価スライド等の対応を確実に実施してほしいと思う。
施工業者としては、発注された価格で購入する努力はしているが、対応しきれないところもある。民間の工事では、資材の高騰で契約のやり直しをする事態が多々起こっており、場合によっては工事そのものが延期や中止になる事態も発生している。
- 工期の長期化、工期延長等により、資材購入時期が年度を跨いで契約時と購入時期で資材単価が合わない場合が数多く発生してきている。その都度スライド協議による変更手続きをするための資料作成をする労力が膨大のため、物価スライド制度を活用することができないまま施工しているのが現状である。
- 営業時点でリスクに関して丁寧な説明を行い、お客さまの理解を得られるよう努めている。
- 監督員と協議をして、インフレスライドを活用し契約をしている。
- 商社○協力業者とのコミュニケーションを図り情報収集（値上げ情報の早期収集）、確定している資材に関しては早期に発注するなどしている。
- 早期に値上げの情報などを入手し早期発注を心掛け、資材高騰の抑制を図っている。
また請負代金の協議については、民間工事については増額について非常に難しいが、声を上げる様にしているのと、下請け業者とは話し合いにて双方合意の下で進めている。
- 資材価格が高騰し続ける現状では、発注が遅れるほどコストが急増する可能性が高くなるため、早期に施工計画を策定し、必要な資材や数量の計算を行い、関係者間での情報共有と承認作業を迅速に発注している。
- 工事を請け負う前に施主に事前に材料が高騰している旨を話し、見積が承認されてから仕事を行っている。